

令和4年9月20日

豊田市情報公開・個人情報保護審査会 御中

豊田市長 太田 稔彦



## 諮詢問

### 情報公開制度の運営に関する事項について

豊田市の行政の適正かつ効率的な遂行に当たり、情報公開制度の運営に関する事項について意見をいただきたいので、豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例第18条第2項に基づき、下記のとおり諮詢します。

記

諮詢事項 情報公開制度の運営に関する事項として、次に掲げる事項

- 1 開示請求に当たり、請求者に対し、手数料を課すことの是非
- 2 上記1を是とした場合の当該手数料の設定及び額の案の妥当性

## 諮詢事項1 開示請求に当たり、請求者に対し、手数料を課すことの是非

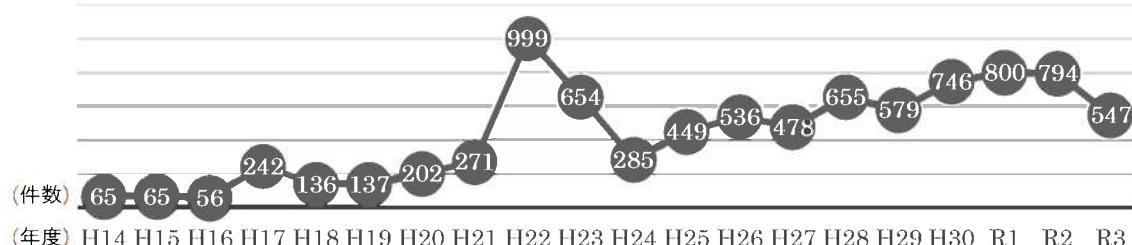
### 1 本市の情報公開制度について

- (1) 概要 豊田市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を、市民等からの求めに応じて開示する制度。施行日は平成11年7月1日。
- (2) 目的 地方自治の本旨に則り、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の理解と批判の下に公正で透明な市政を実現し、市民の市政への参加の促進に資すること。
- (3) 請求権者 何人も請求できる。
- (4) 請求対象 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、市が保有しているもの、など。
- (5) 手続 請求プロセスと開示プロセスに大別される。内訳は次のとおり。
- ア 請求プロセス  
①請求書の受付→②文書保有課による請求文書の探索→③文書保有課による不開示情報の有無等の審査（法務課の合議を含む。）及び開示決定
- イ 開示プロセス  
④決定に基づく開示文書の準備→⑤開示の実施

- (6) 費用負担 写しの作成及び送付に要する費用を実費負担として徴収している。

| 区分    | 単位           | 金額           |
|-------|--------------|--------------|
| 写しの作成 | カラー複写以外      | 写し1枚につき 10円  |
|       | カラー複写        | 写し1枚につき 50円  |
|       | 録音テープに複写     | 写し1巻につき 300円 |
|       | ビデオテープに複写    | 写し1巻につき 300円 |
|       | フロッピーディスクに複写 | 写し1枚につき 50円  |
|       | 光ディスクに複写     | 写し1枚につき 100円 |
| 写しの送付 |              | 郵便料金相当額      |

- (7) 請求件数 平成14年度以後の推移は、下表のとおり。



※ H22, H23 の増減の要因は、工事設計図書の開示請求が急増し、これを簡便な情報提供に切り替えたため。

※ R3 の減少の要因は、食品営業台帳、理美容業施設台帳等を簡便な情報提供に切り替えたため。

## 2 現状及び課題について

本市の人口（令和2年4月1日時点）は42万4,053人であるところ、令和2年度の情報公開制度に係る開示請求件数は230人（794件）であり、その対応に約5,564時間（人件費換算で約1,670万円）を要していた。

また、その内1件当たりの開示文書の枚数が100枚超又は1年間の開示請求件数が100件超である請求者は23人（303件）からの請求であり、その対応に要したコストは約888万円（全体の約53%、1件当たりの平均コストは約2.9万円）であった。なお、当該303件を除く1件当たりの平均コストは約1.6万円である。【資料1参照】

このような実態は、少数の請求者に対し、多くの行政コストを負担しているといわざるを得ず、「開示請求を利用していない方」「通常の開示請求を行っている方」及び「1件当たりの開示文書の枚数が100枚超又は1年間の開示請求件数が100件超の開示請求を行っている方」の間の応益負担に不公平が生じているといえる。

なお、上記の数値は令和2年度のみを対象とする臨時調査により把握したものであるが、近年継続的な実態である。

## 3 原因及び対策について

制度施行後、権利が周知され、請求件数が増加し、上記のとおり、行政コストの投下対象者が極端に偏在してきているにもかかわらず、受益者に対し、応益分の負担を求めていないことが、不公平を生じさせている要因であると考えられる。

これを是正するには、受益者に対し、応益に係る行政コストの一部を負担いただくものとして、手数料を課すことが妥当と考えられる。

## 4 国及び他自治体の状況

国は、手数料を導入している。56中核市においては、6自治体のみが導入している。愛知県は導入しておらず、愛知県内の市町村においては、春日井市及び尾張旭市ののみが導入している。国及び手数料を徴収している自治体として本市が把握し、アンケート調査を行った自治体の状況の一覧は、【資料2】のとおり。

## 5 情報公開制度において手数料を課すことの意義について

情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするためのものであり、開示請求権の保障は、特定の請求者の権利保障に留まるものではなく、民主主義の実現に不可欠といえ、これをいたずらに制限することは許されない。しかし、開示は特定の請求者に対し行われるものであり、この点において、請求者は受益者である。そして、本市においては、その手続に相応の行政コストを要しており、また、その対象が偏在している実態があることから、開示請求権の行使を妨げない程度において手数料を課することは、許容され、また必要であると考える。

## 諮詢事項2 評議事項1を是とした場合の当該手数料の設定及び額の案の妥当性

### 1 具体的な手数料の設定及び額について

「請求手数料」及び「開示手数料」をそれぞれ設定し、従前から徴収している実費も引き続き徴収する。

#### (1) 請求手数料

ア 定義 請求プロセス（請求の受付～開示（不開示）決定）に要する行政コストに係る応益を負担させる趣旨の手数料をいう。

イ 特徴 開示文書の有無及び量を問わず一律に徴収するもので、頻回請求による行政コストの偏在の緩和に資する。

ウ 金額 1件当たり200円を徴収する。

算定根拠は、請求プロセスに要する1件当たりの平均コストの約1%

（具体的算定根拠） 請求プロセスに要する人件費の総額

$$= 13,601,000 \text{ 円} \cdots ①$$

1件当たりの人件費

$$= ① \div 794 \text{ 件} = 17,129 \text{ 円} \cdots ②$$

うち1%を受益者負担として手数料化

$$② \times 1\% = 171.29 \text{ 円} = 200 \text{ 円}$$

#### (2) 開示手数料

ア 定義 開示プロセス（開示文書の準備～開示の実施）に要する行政コストに係る応益を負担させる趣旨の手数料をいう。

イ 特徴 大量請求による行政コストの偏在の緩和に資する。

ウ 金額 開示文書（電子データの場合は紙換算）1枚当たり10円を手数料として徴収する。また、閲覧のみの場合も徴収する。

算定根拠は、開示プロセスに要する紙換算1枚当たりの行政コストの約10%

（具体的算定根拠） 開示プロセスに要する人件費の総額

$$= 3,070,000 \text{ 円} \cdots ①$$

紙換算1枚当たりの人件費

$$= ① \div 23,000 \text{ 枚} = 133 \text{ 円} \cdots ②$$

うち10%を受益者負担として手数料化

$$② \times 10\% = 13.3 \text{ 円} = 10 \text{ 円}$$

ただし、開示請求の萎縮を回避するため、開示文書100枚までは、開示手数料を徴収しない。 算定根拠は、1件当たりの平均開示枚数の約3倍

（具体的算定根拠） 1件当たりの平均開示枚数

$$23,000 \text{ 枚} \div 794 \text{ 件} = 28.97 \text{ 枚} \cdots ①$$

$$① \times 3 = 100 \text{ 枚}$$

## 2 国及び他自治体の状況

詳細は資料2のとおりで、対象や算定方法は多岐に渡るが、一律徴収する請求手数料としては、100円～400円、枚数に応じて徴収する開示手数料としては、5円～40円／枚程度となっている。

## 3 1件の定義について

請求手数料は、開示請求1件当たり一律200円を徴収することから、1件の範囲を明確にする必要がある。

1件の範囲は、「内容の関連する公文書を合理的な範囲でまとめたもので、同一の主管課が保有しているもの」とする。

したがって、例えば、特定の契約に係る契約手続書類を請求される場合、内部事務上は「案件発注決定書」、「見積徴収依頼書」、「契約締結決定書」、「契約書」等の文書に細分化されるが、これらは契約の締結という目的の下に作成される一連の関連文書であるから、「○○委託に係る契約手続書類一式」として1件の扱いとする。ただし、複数の主管課にまたがって保有されている場合は、それぞれにおいて開示プロセスを進捗し、処分を行うため、主管課の数に分割し、各1件とする。

## 4 減免について

特別な事情により手数料を負担することが困難であるにもかかわらず、手数料を徴収することは、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするという趣旨に照らすと、開示請求権を過大に制約するものと考えられる。

これを解決するため、生活保護受給者その他特別の事情（経済的困難等）があると認めるときは、手数料の全部又は一部を減免する。

なお、国を始め、情報公開制度において手数料を導入している多くの自治体も減免規定を設けており、また、本市の多くの手数料について規定する豊田市手数料条例においても、市長が必要と認めたときは、減免することができる旨を規定している。

### <参考>パブリックコメントの実施について

令和4年9月1日から30日までの期間において、別紙「情報公開制度における手数料の導入に係るパブリックコメントの実施について」によりパブリックコメントを実施している。

寄せられた意見等について集約し、審査会の当日に資料を配付する予定。

●本市の開示請求に係る現状（令和2年度）●

資料1

請求件数及びコスト

| 請求件数<br>(件)   | (上段) 所要時間 (h) |          |          |          | (下段) 人件費換算 (千円) |          |          |          | 合計        |  |
|---------------|---------------|----------|----------|----------|-----------------|----------|----------|----------|-----------|--|
|               | 請求プロセス        |          | 開示プロセス   |          | 開示準備            |          | 開示対応     |          |           |  |
|               | 受付            | 探索       | 審査       | 会議       | 小計              |          | 小計       |          |           |  |
| 794<br>(230人) | 540.00        | 1,903.50 | 1,000.17 | 492.00   | 4,541.67        | 654.00   | 368.50   | 1,022.50 | 5,564.17  |  |
|               | 1,620.00      | 5,710.50 | 4,818.50 | 1,476.00 | 13,625.00       | 1,962.00 | 1,105.50 | 3,067.50 | 16,692.50 |  |

1件当たりの平均所要時間数<1件当たりの開示文書の枚数が100枚超又は1年間の開示請求件数が100件超の開示請求を除いたもの>

| 請求件数<br>(件)   | (上段) 所要時間 (m) |          |          |          | (下段) 人件費換算 (円) |          |          |          | 合計        |  |
|---------------|---------------|----------|----------|----------|----------------|----------|----------|----------|-----------|--|
|               | 請求プロセス        |          | 開示プロセス   |          | 開示準備           |          | 開示対応     |          |           |  |
|               | 受付            | 探索       | 審査       | 会議       | 小計             |          | 小計       |          |           |  |
| 491<br>(207人) | 31.10         | 77.47    | 107.84   | 22.48    | 238.90         | 47.66    | 31.89    | 79.55    | 318.45    |  |
|               | 1,554.99      | 3,873.73 | 5,392.06 | 1,124.24 | 11,945.01      | 2,382.89 | 1,594.70 | 3,977.60 | 15,922.61 |  |

※所要時間合計：2,606.00 時間 人件費換算合計：7,818.00 千円

1件当たりの平均所要時間数<1件当たりの開示文書の枚数が100枚超又は1年間の開示請求件数が100件超>

| 請求件数<br>(件)  | (上段) 所要時間 (m) |           |          |          | (下段) 人件費換算 (円) |          |          |          | 合計        |  |
|--------------|---------------|-----------|----------|----------|----------------|----------|----------|----------|-----------|--|
|              | 請求プロセス        |           | 開示プロセス   |          | 開示準備           |          | 開示対応     |          |           |  |
|              | 受付            | 探索        | 審査       | 会議       | 小計             |          | 小計       |          |           |  |
| 303<br>(23人) | 56.53         | 251.39    | 143.30   | 60.99    | 512.21         | 52.28    | 21.29    | 73.56    | 585.78    |  |
|              | 2,826.73      | 12,569.31 | 7,165.02 | 3,049.50 | 25,610.56      | 2,613.86 | 1,064.36 | 3,678.22 | 29,288.78 |  |

※所要時間合計：2,958.17 時間 人件費換算合計：8,874.50 千円

## ●手数料導入市との比較（1／2）●

|  | 国  | 本市(現状)   | 本市(案)  | 草加市(埼玉県)   | 尾張旭市(愛知県)   | 神戸市(兵庫県)   | 春日井市(愛知県)   | 吹田市(大阪府)<br><中核市>                                     | 川口市(埼玉県)<br><中核市>   | 三郷市(埼玉県)   | 7 |
|--|--|--|--|--|---|--|---|---|---|--|---|
| 人口(R3.4.1)   | -  | 421,280人   | 421,280人   | 250,579人   | 84,135人   | 1,511,393人   | 310,317人  | 376,944人  | 607,750人  | 142,663人   |   |
| 開示件数(R2)   | -  | 795件   | 795件   | 126件   | 72件   | 1,041件   | 206件  | 270件  | 251件  | 36件  |   |
| 主な実費負担   | -  | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:100円/枚<br>郵送代:実費 | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:100円/枚<br>郵送代:実費   | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:100円/枚<br>郵送代:実費                           | 郵送代:実費  | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:20円/面<br>CD-R:100円/枚<br>+スキャン10円/枚<br>郵送代:実費 | 郵送代:実費  | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:実費相当額<br>郵送代:実費 | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:実費相当額<br>郵送代:実費   | 郵送代:実費   |   |
| 請求手数料  | 300円/件(書面)<br>200円/件(オンライン)  | なし   | 200円/件   | 200円/件(市民)<br>400円/件(市民以外)   | 200円/件  | 300円/件(市民以外)<br>1,000円/件(株式会社)                                       | なし  | 300円/件(市民以外に限る)                                       | なし  | 100円/件   |   |
| 算定根拠   | -  | -  | 人件費平均の1%   | 一般職の平均賃金×起案に要する時間(15分)≈400円とし、市民は1/2とした。   | 同様の手数料を導入していた他の自治体を参考に算定した。   | 電話代、郵送料など、事務に必要なコストにつき一定の負担を求めるもの。                                   | -   | 手数料条例の証明事務として150円を設定し、後に財政方針に則って増額した。                 | -   | 県内導入自治体1市4町の金額(100円、150円、200円)を参考にした。  |   |
| 導入経緯   | -  | -  | 特定2者の請求コストが全体の5割を超える実態、すなわち負担の不公平の解決                     | 地図会社による営業目的の大量請求や、特定の個人による文書の特定を軽視した大量請求が発生したため、制度を利用しない市民との費用負担の公平性を図る観点から導入した。 | 以下①②の状況を受け、受益者負担として求めることにした。<br>①2年間で121件の請求が行われ、うち88件が市外在住の特定の請求者からであった。<br>②営利目的の公開請求が増加傾向にあった。             | 市外居住者と市民との負担の公平化を図るため。商業的利用が明らかな場合についても同様。                           | -   | 開示制度当初設計時、制度が市民の負担で行われているため、導入した。                     | -   | 2年間で特定の請求者から、誹謗中傷が記載されているものや情報不存在が明らかであるものが含まれる請求が1,000件以上あり、経費の一部負担を求めるため導入した。        |   |
| 開示手数料  | 閲覧<br>100円/100枚<br>写しの交付<br>モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:20円/面<br>CD-R:100円/枚<br>+スキャン10円/枚<br>郵送代:実費 | なし   | 10円/面(スキャン含む)<br>(99枚超過分につき)                             | 20円/面(市民)<br>40円/面(市民以外)   | 閲覧<br>100円/50面<br>(請求手数料200円を超える部分に限る。)<br>写しの交付<br>モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:20円/面<br>CD-R:50円/枚<br>+スキャン10円/枚 | なし   | 閲覧<br>100円(100枚まで)<br>+10円/面<br>(100枚超過分)<br>写しの交付(閲覧と合算)<br>モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:100円/枚 | 5円/面<br>(100枚超過分につき)<br>(部分開示となった場合に限る。)              | 100円/件(市民)<br>200円/件(市民以外)  | 閲覧<br>100円/100面<br>(100面超過分から)<br>写しの交付<br>モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:80円/枚 |   |
| 算定根拠   | -  | -  | 開示の準備に係る1枚当たり人件費の10%                                     | 一般職の平均賃金×文書作成の作業時間(90秒)≈40円とし、市民は1/2減額とした。                                       | 同様の手数料を導入していた他の自治体を参考に算定した。   | -  | 開示の準備に係る1枚当たり人件費の10%  | 開示準備に要する費用から人件費を除いた額として算出した。                          | 手数料条例における各種証明の手数料150円を基準に確定した。  | 不明   |   |
| 導入経緯   | -  | -  | 特定2者の請求コストが全体の5割を超える実態、すなわち負担の不公平の解決                     | 地図会社による営業目的の大量請求や、特定の個人による文書の特定を軽視した大量請求が発生したため、制度を利用しない市民との費用負担の公平性を図る観点から導入した。 | 以下①②の状況を受け、受益者負担として求めることにした。<br>①2年間で121件の請求が行われ、うち88件が市外在住の特定の請求者からであった。<br>②営利目的の公開請求が増加傾向にあった。             | -  | 件数の増加に伴い、事務に係る行政コストが増大したことから、情報公開制度を利用して受益を受ける者と、そうでない者との費用負担の適正化を図るため。                                   | 制度設計時には想定しなかった大量の情報公開請求(4万8千枚)があったため。                 | 開示制度当初設計時における第三者委員会の提言による。なお、見直し時にも、審査会から「特定の個人に対する役務の提供は受益者負担が原則」である「権利の濫用を防止する機能も果たしている」として継続の答申あり。 | 不明   |   |
| 開示件数の推移<br>①導入前年<br>②導入年<br>③導入翌年                  | -  | -  | -  | ①95件<br>②69件<br>③85件   | 不明  | ①234件<br>②369件<br>③372件  | ①1,820件<br>②1,053件<br>③160件   | ①358件<br>②387件<br>③263件                               | -   | ①342件<br>②1,280件<br>③22件   |   |
| 請求者Aへの仮想年間請求額(※)<br>・265件/年<br>・854枚/年<br>・紙交付     | 請求手数料:79,500円<br>開示手数料:8,540円<br>実費:0円<br>合計:88,040円   | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円         | 請求手数料:53,000円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:61,540円     | 請求手数料:53,000円<br>開示手数料:17,080円<br>実費:8,540円<br>合計:78,620円                        | 請求手数料:53,000円<br>開示手数料:8,540円<br>実費:0円<br>合計:61,540円  | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円                       | 請求手数料:0円<br>開示手数料:9,740円<br>実費:0円<br>合計:9,740円  | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円        | 請求手数料:0円<br>開示手数料:26,500円<br>実費:8,540円<br>合計:35,040円  | 請求手数料:26,500円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:35,040円                                   |   |
| 請求者Bへの仮想年間請求額(※)<br>・6件/年<br>・11,844枚/年<br>・CD-R交付 | 請求手数料:1,800円<br>開示手数料:118,540円<br>実費:0円<br>合計:120,340円   | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:600円<br>合計:600円             | 請求手数料:1,200円<br>開示手数料:112,500円<br>実費:600円<br>合計:114,300円 | 請求手数料:1,200円<br>開示手数料:236,880円<br>実費:600円<br>合計:238,680円                         | 請求手数料:1,200円<br>開示手数料:117,540円<br>実費:0円<br>合計:118,740円  | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:119,040円<br>合計:119,040円                   | 請求手数料:0円<br>開示手数料:113,640円<br>実費:0円<br>合計:113,640円  | 請求手数料:0円<br>開示手数料:56,220円<br>実費:600円<br>合計:56,820円    | 請求手数料:0円<br>開示手数料:600円<br>実費:480円<br>合計:1,080円  | 請求手数料:600円<br>開示手数料:0円<br>実費:480円<br>合計:1,080円   |   |
| 上記の仮想請求額の合計  | 208,380円   | 9,140円   | 175,840円   | 317,300円   | 180,280円  | 127,580円   | 123,380円  | 65,360円   | 36,240円   | 36,120円  |   |

(※)郵送代は考慮せず。紙文書をスキャンしてCD-Rで交付することを認めていると仮定。その場合にスキャン代を徴収するかは条例、HPの記載から推定。CD-R代が不明な場合は100円と仮定。請求者Aは毎月等量を請求すると仮定。請求者Bは隔月1件等量を請求すると仮定。

## ●手数料導入市との比較（2／2）●

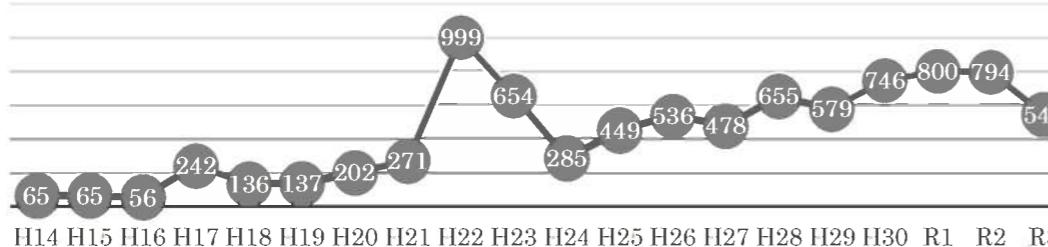
資料2

|  | 国  | 本市(現状)   | 本市(案)  | 柏市(千葉県)<br><中核市>  | 枚方市(大阪府)<br><中核市>                                      | 那覇市(沖縄県)<br><中核市>   | 越谷市(埼玉県)<br><中核市>   | 伊勢崎市(群馬県)  | 東村山市(東京都)   | 国分寺市(東京都)  |
|--|--|--|--|---|--|---|---|--|---|--|
|  | 8  | 9  | 10   | 11  | 12   | 13  | 14  |  |   |  |
| 人口(R3.4.1)   | -  | 421,280人   | 421,280人   | 434,734人  | 398,283人   | 314,889人  | 345,487人  | 212,946人   | 151,259人  | 124,679人   |
| 開示件数(R2)   | -  | 795件   | 795件   | 518件  | 213件   | 545件  | 196件  | 541件   | 36件   | 90件  |
| 主な実費負担   | -  | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:100円/枚<br>郵送代:実費 | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:100円/枚<br>郵送代:実費   | CD-R:60円/枚<br>郵送代:実費  | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:100円/枚<br>郵送代:実費 | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:実費相当額<br>郵送代:実費                     | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>CD-R:実費<br>郵送代:実費              | モノA4片面:10円/面<br>郵送代:実費                                 | モノA4片面:10円/面<br>郵送代:実費  | モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:50円/面<br>郵送代:実費  |
| 請求手数料  | 300円/件(書面)<br>200円/件(オンライン)  | なし   | 200円/件   | なし  | 300円/件<br>(市民以外に限る)                                    | なし  | なし  | なし   | なし  | なし   |
| 算定根拠   | -  | -  | 人件費平均の1%   | -   | 住民票の写しの交付事務に係る手数料と同額                                   | -   | -   | -  | -   | -  |
| 導入経緯   | -  | -  | 特定2者の請求コストが全体の5割を超える実態、すなわち負担の不公平の解決                     | -   | 開示制度当初設計時、納稅義務者以外の方と納稅者との公平性を考慮し、導入した。                 | -   | -   | -  | -   | -  |
| 開示手数料  | 閲覧<br>100円/100枚<br>写しの交付<br>モノA4片面:10円/面<br>カラーA4片面:20円/面<br>CD-R:100円/枚<br>+スキャン10円/枚<br>郵送代:実費 | なし   | 10円/面(スキャン含む)<br>(99枚超過分につき)                             | 閲覧<br>50円/50枚(市民)<br>75円/50枚(市内法人)<br>100円/50枚(市民以外)<br>写しの交付<br>10円/枚(市民)<br>15円/枚(市内法人)<br>20円/枚(市民以外)<br>CD-Rによる交付<br>200円/件(市民)<br>300円/件(市内法人)<br>400円/件(市民以外) | なし   | モノA4片面:30円/面<br>カラーA4片面:70円/面<br>CD-R:300円/枚<br>(営利目的の場合)<br>(実費負担は免除される) | 200円/件<br>(市民以外に限る)   | 300円/件<br>(建築計画概要書、開発許可申請書等の場合に限る。)                    | 100円/件<br>(市民以外に限る)   | 100円/件<br>(営利目的に限る)  |
| 算定根拠   | -  | -  | 開示の準備に係る1枚当たり人件費の10%                                     | 開示決定から開示までに要する人件費の総額から、各開示の実施方法に係る人件費を算出した。   | -  | 手数料条例に則り300円/件で検討したが、1件の定義が困難として、1枚当たり30円に設定した(開示枚数が平均10枚だったため)。          | 不明  | 開示準備までに要する人件費から算出した。                                   | -   | 不明   |
| 導入経緯   | -  | -  | 特定2者の請求コストが全体の5割を超える実態、すなわち負担の不公平の解決                     | 条例の趣旨と異なる開示請求(営利利用目的)が多く見受けられていたことから、公文書の開示請求をする人とそうでない人との間において、公文書の開示に要する事務経費に掛かる費用負担の公平性を図る必要があると考えたため。   | -  | 営利目的での請求が見られ、同目的の請求に対しては役務提供の対価として手数料で徴収すべきと判断したため。                       | 開示制度当初設計時、公開請求は「特定の者のためにする事務」であることから、受益者負担として手数料を徴収することと整理したため。 | 商業目的とみられる大量請求に対して、事務手続に要する人件費等の一部について受益者負担を求めるために導入した。 | 制定当初は、受益者負担及び大量請求防止の観点から、市民からも手数料を徴収していた。その後、①東京都の手数料廃止②手数料を無料とする近隣自治体の増加③東村山市みんなで進めるまちづくり条例の基本原則「市民との情報共有」に基づき情報公開制度の一層の推進から、市民分を廃止した。 | 行政資源の有効活用という観点で、条例の目的に沿った制度の利用を公開請求者に求める趣旨で、業務の妨害目的や情報の不正使用が明らかな場合や社会通念上不必要に著しく大量にわたるような請求を抑止するため。 |
| 開示件数の推移<br>①導入前年<br>②導入年<br>③導入翌年                  | -  | -  | -  | ①535件<br>②613件<br>③591件   | -  | ①758件<br>②646件<br>③866件   | -   | ①754件<br>②353件<br>③470件                                | ①55件<br>②69件<br>③62件  | ①173件<br>②93件<br>③62件  |
| 請求者Aへの仮想年間請求額(※)<br>・265件/年<br>・854枚/年<br>・紙交付     | 請求手数料:79,500円<br>開示手数料:8,540円<br>実費:0円<br>合計:88,040円   | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円         | 請求手数料:53,000円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:61,540円     | 請求手数料:0円<br>開示手数料:8,540円<br>実費:0円<br>合計:8,540円  | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円         | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円                            | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円                  | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円         | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円  | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:8,540円<br>合計:8,540円   |
| 請求者Bへの仮想年間請求額(※)<br>・6件/年<br>・11,844枚/年<br>・CD-R交付 | 請求手数料:1,800円<br>開示手数料:118,540円<br>実費:0円<br>合計:120,340円   | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:600円<br>合計:600円             | 請求手数料:1,200円<br>開示手数料:112,500円<br>実費:360円<br>合計:114,300円 | 請求手数料:0円<br>開示手数料:1,200円<br>実費:600円<br>合計:1,560円  | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:600円<br>合計:600円             | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:600円<br>合計:600円                                | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:600円<br>合計:600円                      | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:600円<br>合計:600円             | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:600円<br>合計:600円  | 請求手数料:0円<br>開示手数料:0円<br>実費:600円<br>合計:600円   |
| 上記の仮想請求額の合計  | 208,380円   | 9,140円   | 175,840円   | 10,100円   | 9,140円   | 9,140円  | 9,140円  | 9,140円   | 9,140円  | 9,140円   |

(※)郵送代は考慮せず。紙文書をスキャンしてCD-Rで交付することを認めていると仮定。その場合にスキャン代を徴収するかは条例、HPの記載から推定。CD-R代が不明な場合は100円と仮定。請求者Aは毎月等量を請求すると仮定。請求者Bは隔月1件等量を請求すると仮定。

## 1 本市の情報公開制度について

- (1) 概要 豊田市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を、市民等からの求めに応じて開示する制度。施行日は平成11年7月1日。
- (2) 目的 地方自治の本旨に則り、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の理解と批判の下に公正で透明な市政を実現し、市民の市政への参加の促進に資すること。
- (3) 請求権者 何人も請求できる。
- (4) 請求対象 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、市が保有しているもの、など。
- (5) 手続 請求プロセスと開示プロセスに大別される。内訳は次のとおり。
  - ア 請求プロセス
    - ①請求書の受付→②文書保有課による請求文書の探索→③文書保有課による不開示情報の有無等の審査（法務課の合議を含む。）及び開示決定
  - イ 開示プロセス
    - ④決定に基づく開示文書の準備→⑤開示の実施
- (6) 費用負担 複写代（白黒1枚当たり10円等）、郵送代等の実費のみを徴収する。
- (7) 請求件数 平成14年度以後の推移は下表のとおりで、増加している。



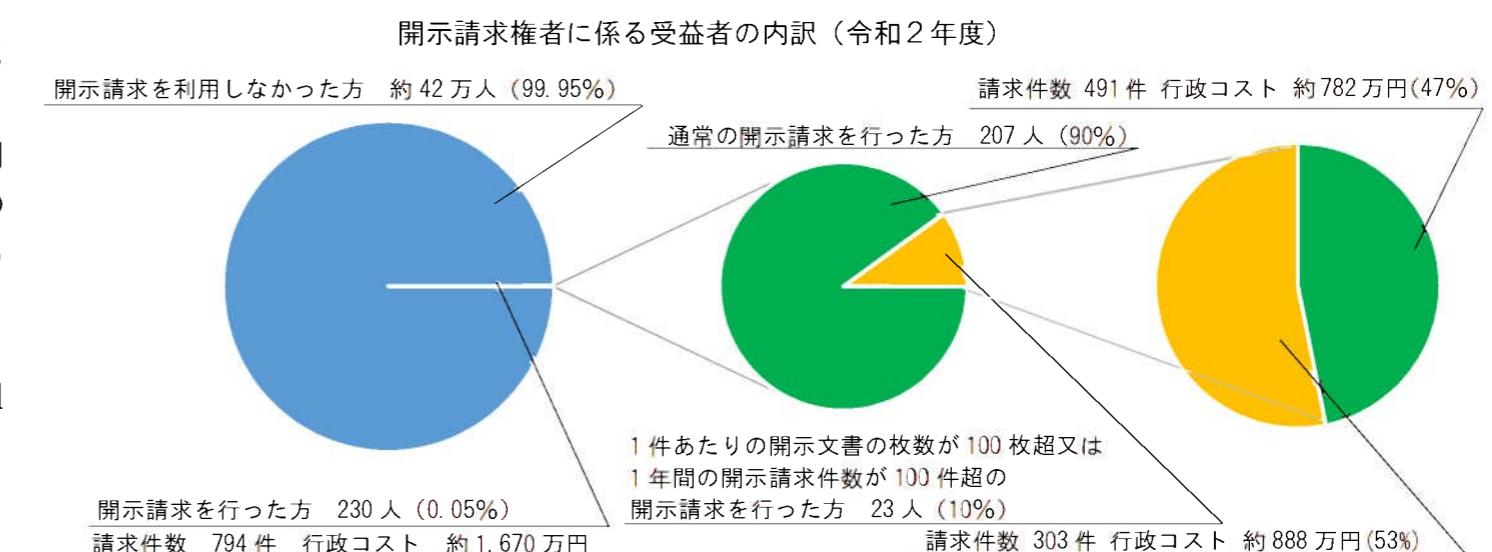
※ H22, H23 の増減は、工事設計図書の開示請求が急増し、これを簡便な情報提供に切り替えたため。

R3 の減は、医療法等に基づく施設の開示請求を簡便な情報提供に切り替えたため。

## 2 本市の現状及び課題について

令和2年度の開示請求の対応に係る行政コスト（人件費）を調査したところ、230人（794件）に対し約1,670万円を負担していることが分かった。また、その内1件あたりの開示文書の枚数が100枚超又は1年間の開示請求件数が100件超である請求者は23人（303件）からの請求であり、その対応に要したコストは約888万円（全体の約53%、1件当たりの平均コストは約2.9万円）であった。なお、当該303件を除く1件当たりの平均コストは約1.6万円である。これを、潜在的請求権者である本市市民の人口約42万人（厳密には本市市民でなくても請求は可能）に対する内訳として円グラフにしたもののが下図である。

このような実態は、少数の請求者に対し、多くの行政コストを負担しているといわざるを得ず、「開示請求を利用していない方」「通常の開示請求を行っている方」及び「1件あたりの開示文書の枚数が100枚超又は1年間の開示請求件数が100件超の開示請求を行っている方」の間の応益負担に不公平が生じているといえる。



## 3 原因と対策について

情報公開制度の施行後、制度が周知され、請求件数が増加し、行政コストの投下対象者が偏在しているにもかかわらず、受益者に対し、実費以外の応益分の負担を求めていないことが原因である。このような不公平を是正するには、受益者に対し、応益に係る行政コストの一部を負担いただかざるを得ないことから、これを手数料として徴収する。

## 4 手数料の設定について

- (1) 請求手数料（上記1（5）ア 請求プロセスに係るコストを負担させるもの）
  - ①受付～③開示（不開示）決定までに要する1件当たりの平均コストの1%として、一律200円を徴収する。これは、開示請求を利用しない方と利用される方の行政コストの偏在の緩和に資する。
- (2) 開示手数料（上記1（5）イ 開示プロセスに係るコストを負担させるもの）
  - ④開示文書の準備及び⑤開示に要する紙換算1枚当たりの行政コストの10%として、10円／枚を徴収する。ただし、100枚（平均請求枚数の約3倍に相当する値）までは徴収しない。これは、開示文書の枚数による行政コストの偏在の緩和に資する。

## 5 国及び他自治体の状況

国は手数料を導入している。中核市においては、6自治体のみ導入している。愛知県は導入しておらず、県内においては春日井市及び尾張旭市ののみが導入している。対象や算定方法は多岐に渡るが、一律徴収する請求手数料としては、100円～400円、枚数に応じて徴収する開示手数料としては、5円～40円／枚程度が相場となっている。

## 6 今後のスケジュール

| 令和4年9月1日～9月30日 | 令和4年12月         | 令和5年4月1日     |
|----------------|-----------------|--------------|
| パブリックコメントの実施   | 条例改正案を12月市議会に上程 | (可決された場合) 施行 |